

公 募 公 告

埼玉県所沢市並木3丁目2番地に所在する防衛医科大学校（防衛医科大学校所沢宿舎）において、カーシェアの設置及び経営を行う業者について、下記のとおり公募します。

令和7年7月3日

防衛省防衛医科大学校事務局
総務部長 宮原 賢治

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名：防衛医科大学校（防衛医科大学校所沢宿舎）におけるカーシェアの設置及び経営委託
- (2) 公 募 者 数：1者
- (3) 設置開始時期：令和7年12月1日（月）から
- (4) 業務内容等：「募集要領」及び「仕様書」のとおり。

2 応募する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 公募説明会に参加できる者。なお、参加できない場合は、応募できないものとする。

3 公告掲載期間及び募集要領等配布場所

- (1) 公告掲載期間：令和7年7月7日（月）～令和7年7月18日（金）
- (2) 配布場所：防衛医科大学校事務局総務部厚生課

なお、令和7年7月9日（水）より、防衛医科大学校HPにて取得可能

4 応募申込み

公募説明会に応募する者は、下記の応募締切日までに①会社等の名称、②公募説明会出席者氏名、③連絡先（電話番号、メールアドレス）を下記の連絡先にメールで申し込みを行うこと。

(連絡先)

埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）

M a i l : we1002@inet.ndmc.mod.go.jp(ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニコ・@)

電 話 : 04-2995-1211（内線2871）

(応募締切日)

令和7年7月18日（金）午後5時まで

※ 上記の日時を過ぎた申し込みは無効とする。

5 公募説明会

- (1) 日 時 : 令和7年7月24日（木）午後2時30分
- (2) 場 所 : 埼玉県所沢市並木3丁目2番 防衛医科大学校 第1会議室（本部庁舎3階）
- (3) 説明事項 : 業務の概要、応募方法及び設置場所確認等

6 選定方法

「募集要領」のとおり。

7 応募の無効

本公告に示した応募する者に必要な資格がない者の応募は無効とする。

防衛医科大学校（防衛医科大学校所沢宿舎）
におけるカーシェアの設置及び経営委託
募集要領

（令和7年度）

防衛医科大学校

募集要領

1 概要

埼玉県所沢市3丁目2番地に所在する防衛医科大学校所沢宿舎において、隊員の利便性を確保するため、カーシェアの設置及び経営業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) カーシェアリングの経営を実施している者であること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 公募説明会に参加できる者。なお、参加できない場合は、応募できないものとする。

3 設置する施設の所在地及び名称

防衛医科大学校所沢宿舎 埼玉県所沢市3丁目2番地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 業種及び業者数
カーシェアリングサービス 1業者
- (3) 設置場所及び設置台数
防衛医科大学校所沢宿舎（埼玉県所沢市3丁目2番地）：4台
- (4) その他
詳細は、「仕様書」のとおり。

5 公募説明会（募集要領、仕様書等説明）

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて期日までに参加登録していることが必要

- (1) 日時：令和7年7月24日（木）午後2時30分（午後2時25分までに入室）
- (2) 場所：防衛医科大学校 第1会議室（本部庁舎3階）
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領、仕様書
 - ※ 参加者（各業者2名以内）は、令和7年7月18日（金）午後5時までに①会社等の名称、②公募説明会出席者氏名、③連絡先（電話番号、メールアドレス）を以下の連絡先にメールで申し込みを行うこと。
 - 連絡先：〒178-8501 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）
電話番号：04-2995-1211（内線2871）
電子メールアドレス：wel002@inet.ndmc.mod.go.jp
(ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニ・@)

6 応募手続等

- (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

 - (ア) 申請書（別紙第1） 1部
 - (イ) 企画提案書（別紙第2） 30部
 - a から1の事項については、必ず記載又は資料を添付すること。
 - a 主な車名
 - b 設置可能台数
 - c 利用方法
 - d 利用金額
 - e 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
 - f 車両の維持管理（車両の点検、整備、清掃及びタイヤ交換等を含む。）
 - g 燃料給油について
 - h 過去3年間の法令順守状況
 - i 省エネルギー・環境対策に係る提案
 - j クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブル発生時の対処方法
 - k 防衛医科大学校における営業方針
 - l その他のアピールポイント
 - (ウ) 企画提案書付属書類 30部
カタログ、その他企画提案書の販売商品が分かる具体的な資料等
 - (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。
 - a 業務確約書（別紙第3）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後1か月以内のもの
 - c 営業経歴書
会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

- d 財務諸表
 - (a) 個人
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後1か月以内のもの
 - (a) 個人
その3の2
 - (b) 法人
その3の3
 - f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g 印鑑証明書
発行後1か月以内のもの
 - h カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可書の写し
 - i 誓約書（別紙第4）
 - j 役員名簿（別紙第5）
- ※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒178-8501 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）
電話番号：04-2995-1211（内線2871）

ウ 提出期限

公募説明会終了後から令和7年8月22日（金）午後5時00分まで（必着）

エ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合には、この限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を実施する。

(2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定す

る。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

- (1) 決定年月日（予定）
令和7年11月中旬
- (2) 結果通知要領
防衛医科大学学校HPに決定業者を掲示（決定年月日の午前9時を基準）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。
- (3) 決定業者に対する説明会の日時・場所
決定業者に対して別途通知する。

9 業者決定後の提出書類

売店等の経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書（別途配布）
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限
決定業者に対して別途通知する。

10 問い合わせ先

〒178-8501 埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学学校事務局総務部厚生課（担当者：小山内）
電話番号：04-2995-1211（内線2871）
電子メール：wel002@inet.ndmc.mod.go.jp（ダブル・イー・エル・ゼロ・ゼロ・ニ・@）
※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

11 その他

この募集要領に定めない事項については、防衛医科大学学校事務局総務部厚生課の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

埼玉県所沢市3丁目2番地に所在する防衛医科大学校所沢宿舎において、カーシェアを設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

企画提案書

会社概要

- 1 会社名：
- 2 本社所在地：
- 3 設立年月日：
- 4 資本金：
- 5 社員数：
- 6 店舗数：
- 7 売上高：

ア 主な車名
イ 設置可能台数
ウ 利用方法
エ 利用金額
オ 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
カ 車両の維持管理（車両の点検、整備、清掃及びタイヤ交換等を含む。）

キ 燃料給油について

ク 過去3年間の法令順守状況

ケ 省エネルギー・環境対策に係る提案

コ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブル発生時の対処方法

サ 防衛医科大学校における営業方針
(職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば導入している店舗との違い等)

シ その他のアピールポイント

注：企画提案書及び付属書類の枚数については、合わせて5枚以内とする。

業務確約書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

「防衛医科大学校所沢宿舎におけるカーシェアの設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第6の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

防衛医科大学校（防衛医科大学校所沢宿舎）
におけるカーシェアの設置及び経営委託
仕様書

（令和7年度）

防衛医科大学校

仕様書

- 1 業務件名
防衛医科大学校所沢宿舎におけるカーシェアの設置及び経営委託
- 2 業務内容
カーシェアの設置及び経営委託
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、防衛医科大学校長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、車両等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に車両等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、別途提示され、毎年度見直しを実施する。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和7年12月1日～令和12年3月31日までとし、必要に応じて一度に限り更新することができる。

ただし、公共用、公用又は公共事業の用に供する必要が生じたときは、この限りではない。

※設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において設置場所等を管理し、火災、盗難等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。ただし、甲との協議又は指示により、解除期間の延期もあり得る。この際、丙は残期間又は延期期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、設置場所の一部のみ業務解除をすることはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、材料、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 丙は、埼玉県生活環境条例（平成13年埼玉県条例第57号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (6) カーシェアの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (8) 丙は、甲及び乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び材料類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (9) 丙は、車種の選定に当たり、常に利用者の需要が高い車種の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (10) 丙は、故障等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (11) 丙は、定期的（臨時に指定された時期を含む。）に設置場所周辺及び甲から指定された割り当て区域の清掃及び環境整備を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (13) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (14) 丙は、サービスに重大なトラブルが発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告することし、甲の指示に従わなければならない。
- (15) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (16) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (17) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (18) 設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (19) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための点検、整備、燃料補給及び清掃等を適時に行うこと。
- (20) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の夏用又は冬用タイヤへの交換は、適切な時期に行うものとする。その際、甲から交換時期について事前に指示された場合は直ちに対応するものとする。
- (21) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、ドライブレコーダー（全方位対応型を基準とする。）を搭載するものとする。
- (22) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、冬季間はタイヤチェーンを搭載するものとする。
- (23) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

- (1) 設置場所、設置台数、希望車種及び国有財産使用許可面積

設置場所	設置台数	希望車種	国有財産 使用面積
防衛医科大学校 所沢宿舎	4台	軽自動車、コンパクトカー、1BOX カー	約50.0m ²

(2) 国有財産使用料

1 平方メートル当たりの国有財産使用料は、未確定

※1 使用料確定時期については、公募により選考された丙の使用申請を乙が協議等を経て許可が決定した後確定する。

※2 光熱水料が発生する場合は、別途徴収する。

(3) 運営形態

事業所の運営とし、防衛医科大学校で勤務する職員、防衛医科大学校所沢宿舎の入居者及びその家族のみ使用できる仕様とすること。

19 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。